

## 平成30年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成31年3月15日（金）  
午後3時20分から午後4時30分まで

2 開催場所 宇都宮市役所本庁舎 14C会議室

3 出席者

委員 A

B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本日は、市立図書館における防犯カメラ増設による個人情報の収集に係る1件の諮問案件について御審議いただくほか、個人情報取扱事務の届出に係る事項の御報告がありますので、よろしくお願いたします。それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行はA会長にお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

本日の諮問案件は、次第にありますとおり、平成30年度諮問第3号「宇都宮市立図書館（中央・東・南）に増設する防犯カメラによる個人情報の収集について」であります。

まずは、実施機関から御説明をいただき、質疑応答等を経た上で審議に入りたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関（生涯学習課）入室]

会長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（生涯学習課）自己紹介]

会長 それでは、早速、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（生涯学習課）諮問内容説明]

- 会長 実施機関からの説明は終わりました。  
委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。  
B委員からお願いいたします。
- B委員 トイレの出入口に7台の防犯カメラを設置する予定ということで、別紙2に設置台数、場所及び撮影イメージをつけていただいておりますが、例えば別紙2の1ページでは、カメラを新設する位置から点線の矢印が出ていますが、これがどの程度の範囲を撮影できる状態なのか、イメージがしづらいため、撮影範囲について御説明いただけるでしょうか。
- 実施機関 別紙2の1ページをご覧くださいますと、右側のWCが男子トイレ、左側のWCが女子トイレになりますが、各トイレから出て、階段を降りる人の様子も映るような角度で設置したいと考えております。
- B委員 トイレ内の個室の入口が映ることはあるのですか。
- 実施機関 ありません。あくまで、トイレを出て階段を降りていく人の様子が映る形になります。
- C委員 別紙1に各図書館別の過去の事件等の内容が記載されていますが、今回のトイレへの防犯カメラの設置についても、この事例の中で女子トイレが犯行の現場になっているものがあることが起因しているのでしょうか。
- 実施機関 はい。
- C委員 別紙1の「2. 図書館の事件等の内容」で事例が挙げられていますが、これは、「1. 図書館の事件等の状況」に記載されている件数と一致する形で、全ての事例が挙げられているということでしょうか。
- 実施機関 はい。
- C委員 分かりました。
- E委員 件数の数え方について確認したいのですが、別紙1の南図書館の資料について、「1. 図書館の事件等の状況」の平成26年度の件数に関して米印の補足として、「平成26年1月末～2月末に同一犯と思われる事件が8回集中して発生」と記載されていますが、平成26年の1月であれば、平成25年度ではないでしょうか。
- 実施機関 ご指摘のとおりですので、修正させていただきます。

E委員 8回とありますが、この件数については、どのように数えているのでしょうか。

実施機関 タブレットやスマホ等が置き引きにあった事案になるのですが、タブレット等が1つなくなったときに1件という数え方をしております。

E委員 分かりました。1点確認したいのですが、平成25年度のわいせつ行為についても、同一犯と思われる事件が発生しているのですか。

実施機関 資料1の米印が指している同一犯と思われる事件については、置き引きのことを指しております。

事務局 資料の作りが分かりづらく、申し訳ございません。

E委員 置き引きが8件ですね。分かりました。もう1点伺いたいのですが、今回の審議会の報告案件の個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告の資料において、別紙3の個人情報取扱事務届出一覧表（目的外利用・外部提供）の5ページ及び7ページに東図書館から警察署への届出が出ています。これらは、先ほど実施機関より報告がありました東図書館で発生した事件について、防犯カメラの映像が犯人特定につながった事例ということでしょうか。

実施機関 はい。そうです。犯人の目撃者がいたため、市が警察に提供した防犯カメラの映像を目撃者が閲覧し、犯人特定につながったものになります。

E委員 分かりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

D委員 別紙2の設置箇所を見ると、今回設置するのは事件が発生した場所を優先的に設置しているようですが、今後どんな場所で事件が発生するか分からない中で、全ての空間をカバーしていない状況になっていると思います。全ての空間をカバーするような防犯カメラの設置は、個人情報保護の観点からすると問題もあると思いますが、一方で、現状や世論等を考慮すると、防犯カメラを設置することによる個人情報保護の観点からのデメリットより、防犯等の効果の方がより大きいと思うのですが、今後は段階的に全ての空間をカバーするようなカメラの設置を考えているのでしょうか。

実施機関 費用がかかりますので、予算要求を一度にすることは厳しい部分もあることから、まずは、必要な部分のみ設置し、様子を見たのち、防犯カメラを設

置していない箇所で事件等が頻発することがあれば、随時拡大に向けて相談させていただきたいと考えております。

D委員 事件が起きてから、後追的に増設していくということでしょうか。

実施機関 はい。

D委員 分かりました。

会 長 お伺いしたいのですが、資料1の5ページの「(4)運用時間」で、防犯カメラの運用時間が24時間となっていますが、本日の説明では開館中に事件が発生し、その対応として防犯カメラを設置するとのことですが、その上で防犯カメラの運用時間を24時間としているのは、閉館中も事件が起こり得ると考えているのか、それとも技術的な問題から24時間撮影する必要があるのでしょうか。

実施機関 閉館中に不審者が侵入するなどのケースを考慮し、24時間運用としております。図書館では、防犯ブザーを設置しており、ブザーが反応すると、副館長に夜中でも連絡される仕組みになっており、その場合は警備員が様子を見に行く運用になっておりますが、防犯ブザーを補完する意味合いで24時間運用としたいと考えております。

会 長 今まで、閉館中に防犯ブザーが鳴ることはあっても、それは誤報のみで、侵入等が発生したことはないということでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 今まで侵入等の事例は無いが、今後発生する可能性があるため、24時間にするとということでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 他の都市の事例等も調べた上で、他の都市でも24時間運用としているということよろしいでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 分かりました。

E委員どうぞ。

E委員 モニターは事務室に設置するとのことですが、今の職員体制でカメラの台数が増えるため、常時監視するのは大変ではないかと思いますが、何か工夫などはしているのでしょうか。

- 実施機関 実際の運用としては、職員が常時モニターを監視しているというよりも、事件等が発生した際に、発生した周辺のカメラの、発生した時間帯の映像を確認するなど、警察の協力の下、犯人特定につなげるためにモニターを使って映像を確認することが多いと思います。
- E委員 前回の審議会の際にも話題に挙げたのですが、防犯カメラで監視中に、不審行動をとると、人物が特定されブザーが鳴るといった仕組みも開発中のようですが、そのような仕組みは取り入れていないのでしょうか。
- 実施機関 申し訳ございませんが、そういった仕組みは取り入れてございません。
- E委員 分かりました。
- C委員 資料1の6ページにおいて、画像データの保存期間については、通常は10日間とし、犯罪行為につながる画像については、管理責任者の判断により保存期間を延長することができると思いますが、管理責任者が指定する者が画像の消去を行うと思いますが、管理責任者が指定する者というのは何名程度で、どういった立場の方を指定することを想定されているのでしょうか。
- 実施機関 管理責任者である館長の指示の下、副館長や管理グループの職員が指定されることになると思います。
- C委員 万が一画像データが流出してしまった場合、どの時点で誰が消去したかといった記録が求められることもあると思いますので伺ったのですが、その点はいかがでしょうか。
- 実施機関 画像の保存期間が10日間となっているのは、上書きされるタイミングが10日目といったイメージになっており、10日間以内の画像の個別の部分を用意的に削除するといった操作は一切考えておりません。
- C委員 そうすると、10日以上画像データが残る場合もあるということでしょうか。
- 実施機関 10日間で自動的に上書きされていきますが、警察から、何日に事件が起きたので、記録の長期化をしてほしいといった依頼があれば、自動的に上書きせずに長期保存するように対応することになると思います。
- C委員 そうしますと、カメラの位置や画像の保存期間についてはプライバシーに十分配慮した設定になっていると思いますが、そうすると、ディスクの容量が一杯になり次第上書きされていくよりは、画像の保存期間を10日間と定めるのであれば、10日間経過したら消去する運用とした方がプライバシーに

考慮していることになるとと思いますが、その点はいかがでしょうか。

実施機関 詳しい調査までは行っていませんが、必要な日数については判断が非常に難しいところがありますので、そこまでの検討は行っておりませんでした。

C委員 保存期間を10日間にするのであれば、そのルールを守る運用が必要になると思いますが、実際は10日程度の保存期間になるということでしょうか。

実施機関 おっしゃるとおり、ハードディスクの容量を考慮して、10日間と想定しているのですが、ディスクのメーカーによっては多少の誤差がある可能性があります。

御意見につきましては、技術的に対応できるかどうかも含め、機種を選定は今後進めていきますので、上書きではなく、ディスクから消去できる機種を設置できるかどうかも含めて検討していきたいと思います。

C委員 今回の考え方としては、随時上書きすることで消えていくということでしょうか。

実施機関 はい。理論上はそうなります。

C委員 特別に犯罪があったときだけ、保存期間を延長するのですね。

実施機関 はい。

C委員 分かりました。

B委員 ハードディスクの容量が10日間分ぴったりということはおよそあり得ないと思いますので、実は11日分が録画されてしまって、12日目から上書きされていくということも、今の検討ですとあり得るということでしょうか。

実施機関 そうなります。ただし、ハードディスクの容量や画質を調整することで、10日間に近づける対応は可能だと考えております。

B委員 保存期間を10日間にするというと10日間ぴったりという意味になるので、10日間以内にするといった記載の方が良いかもしれません。

実施機関 そのように修正させていただければと思います。

B委員 関連して1点伺いたいのですが、ハードディスクの容量で順次上書きされていく運用だとすると、普段はハードディスクの操作を誰も行わないと思いますが、アクセス権限については、パスワードなどで管理するのでしょうか。

実施機関 パスワードで管理する予定です。

会 長 ほかに御質問はありますか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（生涯学習課）退室]

会 長 それでは、諮問第3号について審議したいと思います。

委員の皆様から御意見がありましたら、お願いいたします。

C委員 基本的には、今回実施機関より示された設置箇所については、犯罪行為が発生している場所に限っているため、設置して良いのではないかと考えておりますが、最後に質問した画像データの削除について、プライバシーを配慮して削除するのであれば、B委員がおっしゃったように、10日間以内の保存とするなど、何日残るか分からないという状態ではなく、約束した期限までに削除する必要があると思います。

B委員 事実上の運用としても、10日間と定めた場合、9日間しか保存していなければ、それも問題になってしまいます。

C委員 そうなのです。10日間保存してあるはずなのに、9日と半日で消えてしまった場合問題になりますので、10日以内という定め方がよろしいと思います。

D委員 ハードディスクについては、タイマーなどが動いて、10日間を過ぎると自動的に削除されるものなのですか。

B委員 ハードディスクの容量が無くなると、一番古い情報の上に新しい情報を書き換えてしまうといったものです。

D委員 ということは、きっちり10日間過ぎると自動的に消えていくというものではないのですね。

B委員 そういう設定にすることもできると思いますが、実施機関の説明では、容量が一杯になったら順次上書きにより前のデータが消去されていくということでしたから、ぴったり10日間の保存とするのは難しいと思います。

C委員 実際には、容量が物理的に一杯になったら消えていくものではなく、ある程度アクセスするための余裕を見て消去していると思うので、メーカーに確認しないと正確なことは言えませんが、可能ではないかとは思いますが。

D委員 前回審議したエレベーターの防犯カメラも同様でしたね。

C委員 10日間とするというのは、実際は10日間程度ということだったのですね。

D委員 そうですね。

会長 そうしますと、意見としては、防犯カメラの個人情報の収集自体は、了解するが、画像データの保存期間の表記を修正してもらおうということでしょうか。

E委員 保存期間については、3日間や7日間の事例があったが、その際も同じ表現だったかもしれません。

事務局 事務局より説明させていただきますと、今まで諮問させていただいた際のこの表現については、基本的に機械上の保存可能な設定を10日間として、10日間を過ぎたものについては、機械内には残っているが、データ容量が一杯になれば順次削除されていくという設定を機械上していると想定しております。今回もおそらく、そういった認識で、10日間という設定をするが、機械の中では10日間を過ぎてもデータが残っているということだと思います。

会長 事務局の説明からすると、むしろ10日間とするといった記載の方が良いのでしょうか。

事務局 その点については、表現の問題だと思います。

E委員 B委員がおっしゃったのは、最大10日間の保存になるので、10日間と表記すると、10日間分の画像を保存していなければならないということが生じるということだと思いますが。

事務局 10日間というのは、設定上保存できるデータなので、10日以内になってしまうことはないと思いますが、逆に10日以上になってしまうことはあり得ると思います。

E委員 10日間保存として、10日間以上データが保存されるのはあってはならないので、おそらく磁気データを設定する際に10日間を超えて設定するのではなく、画像の解像度などを考慮して設定するとおっしゃっていたと思いますが。

事務局 設定自体は10日間として行っていると思います。10日間を超えた画像について、機械上どこまで保存されどこまで上書きされているかについては

事務局も把握はしていない部分になります。

E委員 それでは、10日間保存とすると定めるのであれば、10日間以上保有してはいけないので、解像度等の設定により、10日間以内の設定とするべきではないでしょうか。

事務局 それでは、10日間以上のデータが保存されないようにするべきだという点を答申の中に入れるという形でもよろしいでしょうか。

B委員 そうですね。実施機関の説明が、解像度や容量との関係で順次上書きされていくことで10日程度保存されるといった説明だったのですが、機械的な設定で10日間以上のものは消去していくのであれば、問題ないと思います。

会 長 そうですね。解像度などとは別に、設定を10日間にするということですね。

C委員 実際に機械の中に残っていたとしても、パソコン上10日間保存すると上書きされる設定としていけば、10日間が保存期間であると言えると思います。先ほどの実施機関の説明だと保存期間自体が動いてしまうようでしたので。

B委員 いわゆるサルベージと呼ばれるような特殊な作業をしなければ容易に呼び出せない状態まで削除してしまえば、一応削除したということにはなると思います。

会 長 パソコンの技術上、10日間経過すると次の10日間に向けて撮影は始まっていくと思いますが、過去の画像を削除するという事は同時並行的に行うことができるのでしょうか。

B委員 できるように思えますが。

会 長 消しながら撮影するという事ですね。

C委員 消しながらというより、まず、消したことにしてほかに使ってよいと指令を出すことが削除したということになります。本当に削除されるのはその上に上書きをされたときになります。ほかに使ってよい状態にした時点で、削除されたように見えるのです。10日間を過ぎたら、ほかに使ってよいという状態に設定できるのであれば、保存期間は10日間という設定がしてあるということができると思います。

E委員 そうすると、先ほどの開館時間に関係なく24時間撮影するという意味も出てくるのでしょうか。開館時間に合わせて撮影するよう設定するのはかなり

難しいと思います。

B委員 夜間閉館時にも撮影した方が良いと思います。というのも、夜間についてはプライバシー侵害の恐れはほぼなく、仮に何か映ったとするならば犯罪行為の現場が映るということになるので良いと思います。

会 長 そうしますと、10日間という表記については現在のままでよろしいでしょうか。

C委員 先ほど説明いただいた10日間の設定が可能ということですので。

会 長 10日間にするということですね。  
ほかにございますか。

E委員 前回もありましたが、結果的にカメラの設置台数が増加することになりますが、職員が常時モニターを見ているわけではないようですので、台数が増えるのを機に、プライバシー保護について職員に改めて徹底していただくよう、答申に入れた方がよろしいのではないのでしょうか。前回のエレベーターの際にD委員より御指摘があったと思いますが、今回はエレベーターの際とは別の部署になるので、改めてお伝えする必要があると思います。

D委員 個人情報への扱い方の指導や研修ですね。

今回の審議では、改めてお伝えしませんでしたでしたが、私としましては必要だと考えております。

E委員 防犯カメラの設置自体は賛成です。

会 長 分かりました。防犯カメラによる個人情報の収集自体は皆さま了解ということになりますが、E委員がおっしゃったプライバシー保護の徹底については、現時点で足りない部分があるので、職員に指導するよう伝えるということでしょうか。

E委員 プライバシーの保護については、随時指導や研修が今までもあったと思いますが、カメラが増設されるこの機会に改めて周知徹底していただきたいと考えております。

会 長 改めての周知徹底のお願いということですね。分かりました。

それでは、諮問第3号については、必要性があるということで、承認する方向で答申することにしたと思います。

具体的な答申の内容につきましては、御審議いただいた質疑の内容等も踏ま

えて、会長一任ということで作成させていただきまして、委員の皆様には後日答申案をお送りして、内容を確認していただくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。それでは、そのような手順で進めたいと思います。次に、次第の「3 報告」に移りたいと思います。

### (3) 報告

会 長 「個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局 内容説明]

会 長 事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様から御質問がありましたら、お願いします。

B委員 年度内の届出についてということですが、本日時点までのということでしょうか。

事務局 はい。本日時点までに各部局より、届出が提出されたものになります。

会 長 ほかによろしいでしょうか。

では、これで「3 報告」については終了としたいと思います。

### (4) その他

会 長 次に、「4 その他」ですが、各委員から何かございますか。

[発言する人なし]

会 長 では、「4 その他」については委員の皆様から特にないということですので、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 前回審議会において平成30年度諮問第2号のドライブレコーダーの設置につきまして設置の了承をいただいたところではありますが、管理面についての検討が不十分となっており、説明不足がありました。御指摘いただいた件について整理しましたので、実施機関から説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

会 長 分かりました。では、実施機関から説明をお願いします。

[実施機関（管財課）入室]

[実施機関（管財課）自己紹介]

会 長           それでは、早速、御説明をお願いいたします。

                  [実施機関（管財課）説明]

会 長           実施機関からの説明は終わりました。

                  委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

B委員           補足説明資料の2ページ「(6)イ外部の犯行による盗難の防止」の中の4つ目の対応策であるドライブレコーダーを取り外しキャビネットへの保管については、特殊な場合のみ行うのか、それとも毎回行うのでしょうか。

実施機関        毎回ではなく、車両の性質や保管状況を勘案して、場合によってはそういった方法をとるということでして、毎回取り外すこととすると、前回の審議会で話があったように、紛失等の危険がありますので、ほかに方法がない場合に限定した対策としたいと考えております。

B委員           どういった場合なのか具体的な例を教えてくださいませんか。

実施機関        例えば、青空駐車などで車庫がない場合や、職員の目が行き届きにくい場所に駐車する場合、若しくは暗号化が出来ないレコーダーを設置した場合など、他の盗難防止のための対策が取れないような、稀なケースを想定しております。

B委員           青空駐車は稀なのでしょうか。

実施機関        公用車全体としては、多いとは言えません。本庁舎の車は基本的に車庫に入っておりますし、消防関係の車についても全て車庫に入っております。

C委員           前回の審議会で私が質問しました「レコーダー自体を取り外して管理したらどうか」という点についてだと思いますが、車庫で車両自体が管理されているのであれば、私が申し上げたレコーダーを都度取り外してキャビネットに保管するというのはかえって危険であると思いますので、B委員から御質問があったように、どんな時に適用されるのかを示すことで、対策の一つの選択肢になるということですね。

実施機関        はい。あくまでも稀なケースにおける対策の一つとなりまして、レコーダ搭載車両の全てに対して行うものではございません。

会 長           ほかにいかかでしょうか。

                  [発言する人なし]

会 長           それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（管財課）退室]

会 長           それでは，事務局からその他としてほかにございますか。

事務局           本日の審議会の議事録につきましては，後日，準備が出来次第郵送させていただきます。と思います。

会長           それでは，これで平成30年度第2回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日は，ありがとうございました。